

令和7年1月29日

NTT西日本、中部電力及び東京電力の架空電線等への防護措置に係る費用負担について

(建設経済局技術調査課)

1 概要

これまで、道路・河川管理者が発注する建設工事等に伴う架空電線等への防護措置については、電力通信事業者の負担により実施してきたが、令和2年に中部電力パワーグリッド株式会社（以後：中部電力）は、労働安全衛生法等において、安全措置は事業者が講ずべき義務として、一律原因者負担とすることとした。この連絡を受け、県から取扱変更の通知「（令和2年10月30日付け建技第296号、建工第42号）建設工事に伴う中部電力パワーグリッド株式会社の架空電線等への防護措置に係る対応について（通知）」を発出した。

令和6年4月に、西日本電信電話株式会社（以後：NTT西日本）及び東京電力パワーグリッド株式会社（以後：東京電力）も中部電力同様に対応への見直しがなされたことを、HP及び聞き取りにより確認したことから、県から取扱変更の通知「（令和6年10月17日付け建技第239号）建設工事に伴う西日本電信電話株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社の架空電線等への防護措置に係る対応について（通知）◎適用時期：通知日以降」を発出した。

しかし、本通知を確認したNTT西日本から、通知内容は改正時期を検討中でまだ適用していないと令和6年12月に報告があり、県が改正されたと誤認して、誤った通知を行ったことが判明した。

この改正については、「（令和7年1月10日付）建設工事に伴う架空ケーブル等へのケーブルカバー設置等に係る費用負担について◎適用時期：令和7年2月1日以降」により正式にNTT西日本から通知された。

県の通知内で併記している東京電力にも確認を行ったところ、民間工事はNTT西日本と同様、一律原因者負担となったが、公共工事における管理区域内での安全措置にかかる費用負担は対象外であり、今後変更する予定もないとの回答が得られたため、以下のとおり対応する。

2 対応方針

関連する県発出の過去通知（※）を廃止し、事務連絡「建設工事に伴う架空電線等への防護措置に係る対応について」を発出する。

（概要）

- ・関連する過去通知は、誤った費用負担区分が参考掲載されているため、廃止する。
- ・費用負担区分については、県で定めているものではなく、各社が定めているものであるため、表記しない。
- ・費用負担が発生した際の設計書への計上方法等の部分のみ掲載する。

(送付先)

本県における NTT 西日本、中部電力及び東京電力の架空電線等の防護措置に係る対応について、別案のとおり庁内各課及び各出先機関（本通知を利用している土木・農地・森林・建築関係各課）に事務連絡を発出する。また、各市町積算担当課及び(一社)静岡県建設業協会に参考通送付する。

※関連する県発出の過去通知

① (H28. 8. 29 付建技第 202 号) ケーブルカバー設置等の有償化に伴う対応について (通知) **【西日本電信電話株式会社】**

② (H29. 12. 11 付建技第 343 号) 防護カバー設置等の有償化に伴う対応について (通知) **【東京電力パワーグリッド株式会社】**

- ・ 防護措置に係る費用における設計書への計上方法を明示
- ・ (参考掲載) 費用負担について→原則有償となるが、道路・河川管理者における占用への防護措置に係る費用は無償

③ (R2. 10. 30 付建技第 296 号、建工第 42 号) 建設工事に伴う中部電力パワーグリッド株式会社の架空電線等への防護措置に係る対応について (通知) **【中部電力パワーグリッド株式会社】**

- ・ 防護措置に係る費用における設計書への計上方法を明示
- ・ (参考掲載) 費用負担について→原則有償となり、道路・河川管理者における占用物件への防護措置に係る費用も有償

④ (R6. 10. 17 付建技第 239 号) 建設工事に伴う**西日本電信電話株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社**の架空電線等への防護措置に係る対応について (通知)

- ・ 防護措置に係る費用における設計書への計上方法を明示
- ・ ~~(参考) 費用負担について→原則有償となり、道路・河川管理者における占用物件への防護措置に係る費用も有償【誤り】~~